和光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについて

和光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

和光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

和光市国民健康保険税条例(昭和35年条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正 後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

(国民健康保険税の減額)

- 第21条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税 義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2条第2項本文の基礎課税額がら当該減額して掲げる額を減額して得た額(当該減額して た額が61万円を超える場合には、61万円) 同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から 当該各号ウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19 万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額 から当該各号エに掲げる額を減額して得た額(当 該減額して得た額が16万円を超える場合には、
 - 16万円)の合算額とする。 (1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び 山林所得金額の合算額が43万円(納税義務者 並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険 者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有 する者(前年中に法第703条の5に規定する 総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第 33号) 第28条第1項に規定する給与所得に ついて同条第3項に規定する給与所得控除額の 控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等 の収入金額が55万円を超える者に限る。)を いう。以下この号において同じ。) の数及び公 的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第 703条の5に規定する総所得金額に係る所得 税法第35条第3項に規定する公的年金等に係 る所得について同条第4項に規定する公的年金 等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の 者にあっては当該公的年金等の収入金額が60 万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者に あっては当該公的年金等の収入金額が110万 円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有 する者を除く。) の数の合計数(以下この条に おいて「給与所得者等の数」という。)が2以

改正前

(国民健康保険税の減額)

- 第21条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税 義務者に対して課する国民健康保険税の納税 2条第2項本文の基礎課税額から当該各号ア及 イに掲げる額を減額して得た額(当該減額して た額が61万円を超える場合には、61万円) 同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額 当該各号ウに掲げる額を減額して得た額(当該額 19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額 から当該各号エに掲げる額を減額して得た額(当 がら当該各号工に掲げる額を減額して得た額(当 該減額して得た額が16万円を超える場合には、 16万円)の合算額とする。
 - (1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び 山林所得金額の合算額が<u>33万円</u>を超えない世 帯に係る納税義務者

上の場合にあっては、43万円に当該給与所得 者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて 得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係 る納税義務者

ア~エ (略)

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び 山林所得金額の合算額が43万円(納税義務者 並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険 者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等 の数が2以上の場合にあっては、43万円に当 該給与所得者等の数から1を減じた数に10万 円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険 者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5 千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税 義務者(前号に該当する者を除く。)

ア~エ (略)

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び 山林所得金額の合算額が<u>43万円(納税義務者</u> 並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険 者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等 の数が2以上の場合にあっては、43万円に当 該給与所得者等の数から1を減じた数に10万 円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険 者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円 を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務 者(前2号に該当する者を除く。)

ア~エ (略)

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課 税の特例)

第21条の2 国民健康保険税の納税義務者である 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保 険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保 険者等(法第703条の5の2第2項に規定する 特例対象被保険者等をいう。第22条の2におい て同じ。)である場合における第3条及び前条の 規定の適用については、第3条第1項中「規定す る総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額 (第21条の2に規定する特例対象被保険者等の 総所得金額に給与所得が含まれている場合におい ては、当該給与所得については、所得税法第28 条第2項の規定によって計算した金額の100分 の30に相当する金額によるものとする。次項に おいて同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは 「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「 総所得金額」とあるのは「総所得金額(次条に規 定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所 得が含まれている場合においては、当該給与所得 については、所得税法第28条第2項の規定によ って計算した金額の100分の30に相当する金 額によるものとする。次号及び第3号において同 じ。)」とする。

附則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の 課税の特例)

2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健 康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、 前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的 ア~エ(略)

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び 山林所得金額の合算額が<u>33万円</u>に被保険者及 び特定同一世帯所属者1人につき28万5千円 を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務 者(前号に該当する者を除く。)

ア~エ (略)

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び 山林所得金額の合算額が<u>33万円</u>に被保険者及 び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加 算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア~エ (略)

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課 税の特例)

第21条の2 国民健康保険税の納税義務者である 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保 険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保 険者等(法第703条の5の2第2項に規定する 特例対象被保険者等をいう。第22条の2におい て同じ。) である場合における第3条及び前条の 規定の適用については、第3条第1項中「規定す る総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額 (第21条の2に規定する特例対象被保険者等の 総所得金額に給与所得が含まれている場合におい ては、当該給与所得については、所得税法(昭和 40年法律第33号) 第28条第2項の規定によ つて計算した金額の100分の30に相当する金 額によるものとする。次項において同じ。)」と、 「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第 2項」と、前条第1号中「総所得金額」とあるの は「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険 者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合 においては、当該給与所得については、所得税法 第28条第2項の規定<u>によつて</u>計算した金額の1 00分の30に相当する金額によるものとする。 次号及び第3号において同じ。)」とする。

附則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の 課税の特例)

2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健 康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、 前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的 年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上の者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第21条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上の者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第21条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」とあるのは、「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)」とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の和光市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度 分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、 なお従前の例による。

令和 年 月 日提出

和光市長 松本 武洋

提案理由

国民健康保険税の減額に係る所得基準の改正をしたいので、地方自治法第96条第1項 第1号の規定の規定により、この案を提出するものである。